

TOCHIGI
ARCHITECT
OFFICE
ASSOCIATION
BULLETIN



社団法人栃木県建築士事務所協会会報

2009
1
No.88

TOCHIGI ARCHITECT OFFICE ASSOCIATION BULLETIN

2009/1 No.88 目次

年頭所感	会長 本澤 宗夫 ……	3-4
平成21年新年知事あいさつ	栃木県知事 福田 富一 ……	5
祝 表彰		6
業界の動き 平成20年11月28日新しい建築士法がスタート	国交省 新建築士制度普及協議会 ……	7-10
委員会報告 香港・マカオ研修旅行	教育情報委員会 委員長 渡辺 有規 ……	11
木造建築物耐震診断業務報告(2)	木造建築物耐震診断業務委員会 委員長 夏目 公彦 ……	12-13
コラム 伊勢神宮の式年遷宮	広報委員 中村 清隆 ……	14
法律シリーズ No.48 非正社員について	弁護士 橋本 弥江子 ……	15-16
税務シリーズ No.14 企業のセクハラ対策	税理士 久保井 一臣 ……	17-18
正会員・賛助会員入会案内		19
協会日誌 2008.7~2008.12		20-24
特定住宅瑕疵担保保険のスタート	(有)日事連サービス 中川 孝昭 ……	25-26

表紙紹介

至誠会滝澤病院本館



第17回 AP展(社)栃木県建築士事務所協会会長賞受賞

至誠会滝澤病院本館は、旧国道4号線(東京街道)に接し戦前に建てられた木造本館の建て替えとして建設されました。

大正ロマンを感じさせた旧本館を建て替えるにあたり、病院の歴史及び地域に対する配慮として既存病棟と融合するようシンプルなスクエア形状とし旧本館のイメージを彷彿させる外観としました。

また、春には桜が咲き、七夕には華やかな飾り付けをするなど患者・通行人及び路線バスからの乗客の目を毎年楽しませている庭園を最大限に残し、入院患者・職員等の移動負担を軽減するため、別棟による3層の渡り廊下で本館と既存病棟を結びすべての人に優しく、市内の景観も考慮した建物を目指しました。

(株)鈴木公共建築設計監理事務所
川崎 達也



建築士事務所憲章

建築士事務所は、建築や環境が文化の形成に占める重要な意味を認識し、社会の健全な進歩と発展に寄与します。

- 一 誠意をもって設計と監理の業務を遂行し、建築主の期待に応えます。
- 一 健康で快適な生活環境の創造と、安全安心、持続可能で良質な資産の形成を図ります。
- 一 自己研鑽を怠らず、職業倫理を高め、法令遵守と公益の立場に立って最善を尽します。
- 一 設計意図の理解を施工者に求め、公正に工事を監理します。
- 一 互いに信頼を深め、連帯の精神をもって職務を全うします。

平成20年5月

社団法人 栃木県建築士事務所協会



社団法人 栃木県建築士事務所協会
会長 本澤 宗夫

年頭所感

明けましておめでとうございます。
皆様には、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。日頃は、当協会に格別のご指導、ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、栃木県建築士事務所協会は、平成21年1月5日をもって設計、監理業務の適正化と建築主の利益の保護を担う団体として、法定団体に位置づけられました。

これにより、一昨年6月20日の改正建築基準法が施行され国民の皆様の建築設計業界に対する信頼回復に向け走り出しましたが、建築確認審査などが大幅に厳格化され、建築設計や確認申請の場で大きな混乱が生じました。確認審査の手続きが大幅に停滞したことが建築工事や建設プロジェクトの停滞につながり、建築関係にとどまらず大きな社会問題となっております。

このままの状況が続きますと、建築設計関連業界はもちろんのこと建設工事や不動産関連業界はもちろんのこと、国民を含めた社会全般に経済的損失が広がると共に、私たち建築士事務所をめぐる経営状況は厳しさを増し、まさに死活問題になりつつあるといっても過言ではありません。

さらに、平成20年11月28日付けで改正建築士法が施行され、これらの改正は建築士の資格制度の根幹に係る重大な意味をなすものであり、国民の皆様の建築設計業界に対する信頼回復には、『現状認識と意識改革』を推進するほかないと思ひ下記の行動を全会員に理解して頂くことが大事かと考えております。

第一に・設計者が自立的に職業倫理を遵守し職責を果たすことによって設計者への信頼が確

保される。そのための設計者の資格や設計、監理業に関する枠組みの再構築、或いは規定の強化充実など、業務基盤の整備こそが優先されるべきであると考えられます。

第二に・私たち建築士事務所は建築の設計・監理業務を独占的に行なう権利が付与されると同時に国民の安心と安全を確保する義務を負っています。

そのために求められているものは、適正かつ厳正な業務の遂行と職業に対する高い倫理観が私たちに求められるのはそのためでありこれらが、私たちが現状認識するものであります。

こうした現状認識に立って意識改革を迫られているものにはどんなものがあるか。

建築士事務所は、自立した企業体でなければこの時代に生き残れないと認識し、結果責任を問われる時代の中で、これまでの建築士法を初めとする外部条件に多くを依存していた体質を改めて、「何ができるか」「何をすべきか」「何をしてはいけないのか」を念頭に、真に顧客・社会から期待される建築設計事務所を目指し自己改革をしていくことが必要であり全会員とともに取り組んでいきたい。

我々建築士事務所は、落ち込んでいるわけにはいかない、この現況化において躊躇している余裕はありません。今こそ奮起するチャンスであり、新しいことに挑戦する勇気を持ってピンチをチャンスに変える決断と行動を起す事により必ずや道は開けるかと思っております。

意識改革のもと、新生建築士事務所協会の最重要な取組みは、昨年に引き続き

1. 自己責任・自己決定

…自らを律することが重要となり、まずは責任があつてこそ自己の理念を追求する自由が生まれてくる。

2. 自己変革・自己改革

…今までのしきたりや過去の経歴とかに囚われていては駄目、同じことの繰り返しではなく進化・変化していくことが重要である。

3. 情報・改革・革新は加速させる

…情報により社会のニーズを把握し、競争心・緊張感をもつ。結果責任が問われ、危機管理をもち、新たな枠組みへ改革を加速する必要がある。

4. 顧客に対する補償能力の充実

…協会会員は、社員数名の小さな事務所が多く、

結果責任が重要なこの時期には全会員が賠償損害保険に加入し自己防衛出来る事務所への仕組の改革を加速する必要がある。

☆ 自利利他円満！ (本澤の私信)

倫理性のない組織は生き残れない！

建築を愛する心と倫理に美意識を！

自らの理念を追求することは、社会から隔離した独り善がりに陥る危険性がある。

純粹に理念をつらぬきながらも絶えず社会を見据え、コミュニケーションが必要である。

関係各位におかれましては、ご認識を新たに協会活動に一層のご協力とご支援をお願い申し上げますとともに皆様の幸多からんことをお祈り申し上げます。



藤井産業株式会社

建設資材部

本社 〒321-0905 宇都宮市平出工業団地41-3 TEL (028) 662-6077(代)
小山支店 〒323-0829 小山市雨ヶ谷750番1 TEL (0285) 28-3321(代)



平成21年 新年知事あいさつ

社団法人栃木県建築士事務所協会会員の皆様、あけましておめでとうございます。

私は、昨年の知事選挙におきまして、多くの県民の皆様の御支援をいただき、引き続き県政を担わせていただくことになりました。今、改めてその責任の重さを実感いたしますとともに、県内各地でいただいた県民の皆様のふるさと"とちぎ"に対する熱い思いや、数々の励ましを心の糧とし、初心に返り、県民中心・市町村重視の県政を推進していく決意であります。

さて、我が国は、本格化する少子高齢社会への対応、高度情報社会の進展、さらには地球規模での環境問題など多くの課題に直面しており、これまでの成長を支えてきた社会経済システムからの転換が求められています。また、「住民に身近な行政は地方で」との考え方のもと、国と地方の役割分担を抜本的に見直す第二期地方分権改革や道州制の論議が進められております。

加えて、世界的な金融危機等の影響による景気後退局面の中にあって、県においては、地域の活力を向上させ、県民が安心して住むことができる施策をいかに展開していくかが喫緊の課題となっており、新たな視点での時宜に即応した県政運営が求められています。

このため、景気対策に万全を期すとともに、地域間格差の是正や地域医療の確保、災害等への対応、商工業、農林業の振興、若年層等の雇用拡大などの課題解決に向けて、4年目を迎える総合計画「とちぎ元気プラン」の着実な推進

栃木県知事 **福田 富一**

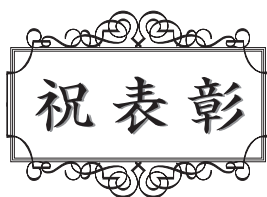
はもとより、昨年9月に策定した「平成21年度政策経営基本方針」による積極的な対応を図り、県民の誰もが夢と誇りを持ち、真に市町が輝く"とちぎ"づくりを進めて参ります。

また、昨年12月には北関東自動車道の栃木、茨城間が全線開通し、"とちぎ"と常陸那珂港がダイレクトに結ばれるなど、東西の新たなネットワークが構築されつつありますので、物流はもとより産業や観光などさまざまな面で広域的な連携・交流を深め、本県活力の向上を図って参りたいと考えております。

一方、県政運営の大きな課題であります財政の健全化に向けて、徹底した事業の選択と集中、民間活力の積極的な活用、総人件費の抑制などに努め、持続可能な財政基盤の確立を図って参ります。

今後とも、私は、皆様と一緒に汗を流し、流した汗が報われる社会、住んでいる人が住み続けたい、訪れた人が住んでみたいと思う"とちぎ"づくりを進め、「無名有力県」から「有名有力県」への転換を図って参りたいと考えておりますので、より一層の御理解と御支援をお願い申し上げます。

年の始めに当たり、私の所信を申し上げますとともに、本年が会員の皆様にとって素晴らしい年となりますことをお祈り申し上げまして、新年のあいさつといたします。



祝 全国建設産業団体連合会表彰



本会 会長

本澤 宗夫様が、(社)栃木県建築士事務所協会会長としての功績により 平成20年10月2日 (社)全国建設産業団体連合会 田村憲司会長より表彰されました。

祝 日事連年次功労者表彰



本会 理事

横山 直正様が、理事としての功績により 平成20年10月3日 日事連東京大会において、年次功労者表彰を受賞されました。

祝 栃木県建設事業関係功労者表彰



理事

阿久津 英一様が、業界の多大な貢献により 平成20年7月23日 栃木県公館大会議室において、功労者表彰を受賞されました。

■ 業界の動き

平成20年11月28日新しい建築士法がスタートしました。

建築士制度見直しの概要について

1 建築士の資質・能力の向上

〈建築士試験の見直し〉

受験資格の見直し (①学歴要件)

■ 建築士試験の受験資格について、「所定の学科卒業」という従来の要件から、「国土交通大臣が指定する建築に関する科目を修めて卒業」という要件に変更されます。

- この見直しは、平成21年度入学生から適用されます。法施行時に既に所定の学科を卒業している方、法施行時に所定の学科に在学中の方については、従来の学歴要件が適用されます。

[参考: <http://www.jaeic.or.jp/>]

受験資格の見直し (②実務経験要件)

■ 建築士試験の受験資格である実務経験要件について、「建築に関する実務経験」という従来の幅広い要件から、「設計・工事監理、建築確認、一定の施工管理」等の、設計・工事監理に必要な知識・能力を得られる実務に限定されます。

- この見直しは、法施行後に行われる実務経験に関し適用されることになります。なお、法施行時までの実務経験は法施行後も実務経験期間としてカウントされます。必要な期間を満たさない場合には、法施行後の実務経験期間と合算することとなります。
- 大学院における教育については、建築設計(意匠設計、構造設計、設備設計等)・工事監理に関するインターンシップを必須要件として、これと連携した演習・実習等の単位取得状況に応じて実務経験年数として算定することとなります。

[参考: <http://www.jaeic.or.jp/>]

受験資格の見直し

(③専門能力を有する技術者の受験資格)

■ 4年以上の実務経験を有する建築設備士に、一級建築士試験の受験資格が付与されます。

- この見直しは、平成20年試験から適用されています。
- これにより、従来二級建築士を経て一級建築士試験を受験していたものが、大幅に期間短縮されています。

一級建築士試験内容の見直し

■ 「学科の試験」に関し、現行の学科 I (計画) について、「計画」と「環境・設備」の2つの科目に分離し、合計5科目とします。具体的な科目及び科目ごとの設問数は、

- ①計画: 20問、②環境・設備: 20問、③法規: 30問
- ④構造: 30問、⑤施工: 25問

とし、五枝択一方式を四枝択一方式に変更します。

■ 「設計製図の試験」に関し、現行の設計課題に加え、記述・図的表現などの手段により、構造設計や設備設計の基本的な能力を確認する出題を行います。

- 平成21年試験から見直しを行います。
- 「学科の試験」「設計製図の試験」の試験時間は、いずれも1時間程度延長されます。
- これらの見直しに伴い、受験手数料が見直されます。(15,100円→19,700円)

〈定期講習制度の創設〉

定期講習の受講の義務づけ

■ 建築士事務所に所属する建築士に対し、3年ごとの定期講習の受講が義務づけられます。

- 定期講習は、1日間(6時間程度)となります。
- 5時間の講義の後、1時間の〇×式の修了考査が実施されます。
- 構造設計一級建築士/設備設計一級建築士についても、定期講習の受講が義務づけられます。

※ 講習機関の登録制度について

○ 定期講習、管理建築士講習(図参照)、構造/設備設計一級建築士講習(図参照)は、国土交通大臣に登録を行った機関(登録講習機関)が行います。

○ 法令に定める一定の条件を満たした機関を、法施行後、講習機関として登録します。

2 高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化

構造設計一級建築士/設備設計一級建築士制度の創設

- 一級建築士として5年以上構造設計/設備設計に従事した後、講習を修了し、構造設計一級建築士証/設備設計一級建築士証の交付を受けた者を構造設計一級建築士/設備設計一級建築士とします。
- 構造設計一級建築士講習は3日間、設備設計一級建築士講習は4日間となります。このうち1日は、設計と法適合確認の修了考査が実施されます。

※ 建築設備士の取り扱いについて

- 設備設計一級建築士制度の創設や再委託の制限により、建築士法上の建築設備士の位置づけや業務の取り扱いが変わるものではありません。むしろ、建築設計の専門分化が進むなか、建築設備のスペシャリストとしての建築設備士の積極的活用が必要と考えられます。
- 改正建築士法の施行に当たっては、設備設計一級建築士制度や建築設備士の活用についての誤解が生じないように、地方公共団体や関係団体に対し周知徹底を図る予定です。

一定の建築物について法適合確認等の義務づけ

- 高度な専門能力を必要とする一定の建築物の構造設計/設備設計に関し、構造設計一級建築士/設備設計一級建築士の関与(自ら設計する、または、法適合確認を行う)を義務づけます。

- 平成21年5月27日以降の建築確認申請から適用されます。対象となる建築物の設計に構造設計一級建築士/設備設計一級建築士が関与していない場合は、建築確認申請が受理されず、また、工事着手も禁止されます。
- ただし、平成21年5月26日以前に構造設計/設備設計がなされたものについては、その後の設計変更も含め、平成21年11月26日までの間は、構造設計一級建築士/設備設計一級建築士が関与していない場合であっても、建築確認申請が受理されます。

※ 高度な専門能力を必要とする一定の建築物について (構造設計の場合)

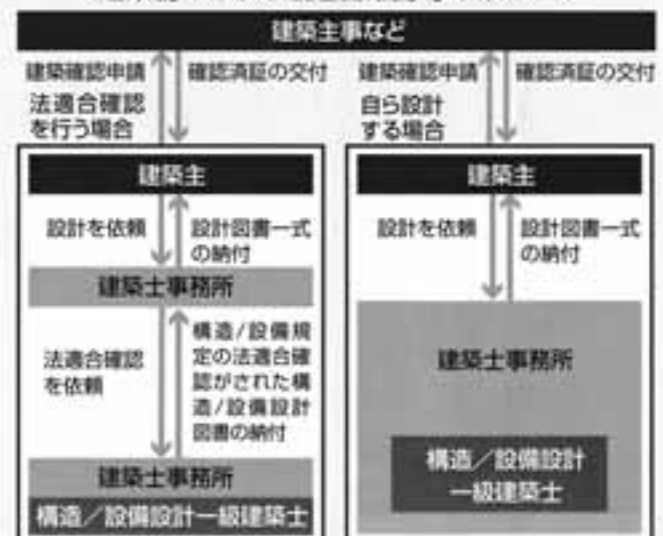
一級建築士の業務独占に係る建築物のうち、高度な構造計算(保有水平耐力計算、限界耐力計算等)が義務づけられる建築物(建築基準法第20条第1号、第2号に該当する建築物)

- ・ 鉄筋コンクリート造高さ20m超
- ・ 鉄骨造4階以上
- ・ 木造高さ13m超または軒高9m超
- ・ 柱間隔が一定以上ある建築物や耐力壁が少ない建築物等これらの建築物に準ずるものとして国土交通大臣が指定したもの(平成19年国土交通省告示第593号に位置づけているもの=難易な壁量計算や構造計算では安全性が確認できないもの)等

(設備設計の場合)

- ・ 階数が3以上、かつ、床面積5,000㎡超の建築物

高度な専門能力を必要とする一定の建築物における法適合確認等のイメージ



3 設計・工事監理業務の適正化、消費者への情報開示

管理建築士の要件強化

- 建築士事務所の管理建築士になるためには、建築士として3年間の所定の業務経験を積んだ後、管理建築士講習の受講が必要となります。
- なお、法施行時点ですでに建築士事務所の管理建築士として登録されている方については、その建築士事務所に引き続き管理建築士として置かれる場合に関り、法施行後3年以内(平成23年11月27日まで)にこの要件を満たせばよいことになります。

管理建築士等による重要事項説明の義務づけ

- 設計・工事監理契約の締結前にあらかじめ、管理建築士その他の当該建築士事務所に所属する建築士が、建築主に対し重要事項について、書面を交付して説明を行うことが義務づけられます。
- 説明が義務づけられる主な重要事項は、以下のとおりです。
 - ・作成する設計図書の種類
 - ・工事と設計図書との照合の方法
 - ・工事監理の実施の状況に関する報告の方法
 - ・報酬の額および支払いの時期
 - ・契約の解除に関する事項 等
- 説明を行う建築士は、建築士免許証(免許証明書)を提示することが義務づけられます。
- 具体的な様式等については、建築関係団体が作成しています。
[参考:<http://www.icba.or.jp/kenchikushiho/juyo.html>]

再委託の制限

- 委託者が許諾しても、建築士事務所の開設者以外の者への設計・工事監理の再委託が禁止されます。
- 階数が3以上、かつ、1,000㎡以上の共同住宅について、委託者が許諾しても、設計・工事監理の一括再委託(いわゆる丸投げ)が禁止されます。

名簿の閲覧、携帯用免許証の交付

- 建築士名簿を閲覧できるようになります。
- 一級建築士免許証を携帯可能なものに変更します。
- 従来国土交通大臣が実施していた一級建築士の登録事務及び名簿の閲覧事務については、平成20年11月28日から中央指定登録機関として指定された(社)日本建築士会連合会が行います。なお、登録等の申請窓口は、都道府県建築士会となります。
- 従来都道府県知事が実施してきた二級建築士、木造建築士及び建築士事務所の登録事務等については、都道府県知事が機関を指定してこれを行わせることができるようになります。

新しい登録制度のイメージ

	登録実施主体	
	現行	改正後(機関を指定した場合)
一級建築士	国土交通大臣	中央指定登録機関 (社)日本建築士会連合会)
二級建築士・木造建築士	都道府県知事	都道府県指定登録機関
一級・二級・木造建築士事務所	都道府県知事	指定事務所登録機関

4 団体による自律的な監督体制の確立

建築士事務所協会、建築士事務所協会連合会の法定化

- 都道府県の建築士事務所協会、日本建築士事務所協会連合会が法律に位置づけられ、苦情解決、研修等を実施します。
- この規定は、平成21年1月5日より施行されます。
- なお、都道府県の建築士会、日本建築士会連合会は既に建築士法に位置づけられ、研修などを実施しています。

5 業務報酬基準等の見直し

業務報酬基準の見直し

- 設計・工事監理等における標準的な業務量を定めた業務報酬基準(告示第1206号)の見直しを行います。
- 建築士事務所の業務実態調査に基づいて見直すものです。

工事監理業務の充実

- 工事監理業務に関し、ガイドラインを策定します。

「改正建築士法」の施行スケジュール



「改正建築士法」では、建築士の資質・能力の向上、建築士事務所業務の適正化を図り、構造計算書偽装問題により失われた建築物の安全性や建築士制度に対する国民の信頼を回復することを目指しています。

新・建築士制度普及協議会 について

新・建築士制度普及協議会は、平成20年11月28日よりスタートする新しい建築士制度を円滑に施行するため、建築士制度に関係する団体が一堂となり、情報を共有するとともに相互に連携して、新しい建築士制度が建築士のみならず広く国民一般に浸透するよう周知活動等を行うために設立された協議会です。

構成団体

- (社)日本建築士会連合会
- (社)日本建築士事務所協会連合会
- (社)日本建築家協会
- (社)建築業協会
- (社)日本建築学会
- (社)日本建築構造技術者協会
- (社)建築設備技術者協会
- (財)建築技術教育普及センター
- (財)建築行政情報センター

委員会報告

■香港・マカオ研修旅行の思い出

教育・情報委員会

委員長 渡辺 有規

2008年10月24日からの2泊3日で、情報教育委員会が担当させて頂き研修旅行を実施しました。総勢23名、会員と賛助会員様からも始めての方や若い方々も多くご参加を頂き、楽しく有意義な時間を共に過ごすことができました。

当日の早朝4時に駅東とインターパークに集合し、成田発の飛行機で香港を経由し、フェリーでマカオに向かいました。14時間の長旅で到着したマカオの夜は、鮮やかな電飾に光り輝く活気溢れる街並みでした。マカオでの夕食は、栃木県香港事務所の所長 川辺貴之さんにお越し頂き、マカオの歴史や観光名所などを教えて頂きました。

マカオは、香港の西60キロぐらいにある、中国の特別行政区です。珠江（パールリバー）の河口に位置する古くからの港町で、1999年まではポルトガルの統治下に置かれていました。そのため中国本土とは全く違った雰囲気があり、近年の大型カジノ建設ラッシュや世界遺産への指定なども手伝ってアジアの人気観光地になっています。もともとポルトガル領だったので、中国らしさとヨーロッパスタイルの融合が実感できる異国ムード満点の町です

マカオのカジノはラスベガスを抜いて今や世界一と言われていています。ただし世界一と言ってもマカオのカジノは、ぐっと庶民的で、気取らない格好で女性や年

配の方も楽しめる場です。一緒に行った会員様もそれぞれにカジノの夜を楽しんだようです。

香港では、屋根がオープンで2階建てのバスに乗っての街並みの観光は、大きな看板が次々と目の前に迫ってきてスリリングでもあり、また童心に帰ったように歓声を上げながら楽しむことが出来ました。

あっという間の楽しい時間でしたが、日常にはないような楽しいコミュニケーションの場として思い出深い研修旅行になりました。本沢会長をはじめ、鈴木事務局長、栃木旅行の戸林さん、教育・情報委員会の桜井副委員長、竹石委員、市田委員、そして多くの参加者の方々のご協力を頂きまして無事に帰国致しました。これからも、みなさまと共に有意義な時間の共有の場をつくっていけましたら幸いに存じます。ありがとうございました。



■木造建築物耐震診断業務報告（2）

木造建築物耐震診断業務委員会
委員長 夏目 公彦

前回、協会会報に載せて頂いたのが2006・8 No.83号で木造建築物耐震業務報告をさせて頂いてから2回目の原稿依頼を受けましたので、その後の業務の報告をさせて頂きます。

今現在、木造建築物耐震診断及び補強工事に対して、助成金が診断は最高10万円、補強工事は30万・60万円と今はばらつきがありますが、おおむね60万円くらいで統一されるのではないかと思います。21市・町で助成制度を実施しております。残り10市・町においても21年度には助成制度に参加すると聞いております。（但し、市町合併問題で遅れているところは、合併後となる）栃木県内すべての地域で、助成制度を受けることができるようになります。

昨年、県は耐震アドバイザーを認定して行政の方とチームを組んで、栃木県内の古い木造住宅を中心にローラー作戦を実施したり、栃木テレビなどでも特別番組を組んで「あなたの家は大丈夫？ ～建築物耐震改修など」のテレビ放映など、広く周知活動しております。各行政がここまで耐震業務に力を入れているにもかかわらず、H17・4～H20・12までの耐震診断数は約130棟あまりで診断の結果補強工事まで実施したのが10棟たらずと、なんともなげかわしい数字です。今までに蓄積された診断建物データの結果、構造評点の平均値は0.3くらいです。ちなみに木造の場合の構造評点はつぎのようになります。

0.7未満 : 倒壊する可能性が高い。

0.7～1.0未満 : 倒壊する可能性がある。

1.0～1.5未満 : 一応倒壊しない。

1.5以上 : 倒壊しない

4段階に分けられているが、診断した建物の90%が0.7未満で倒壊する可能性が高いとの結果

が出ている。1.0未満の数値が出た建物は、補強提案までしています。0.3の構造評点が出た建物の補強工事の費用は200～300万くらいの改修費用がかかり、施主に報告をした時点で「そんなにかかるんですか・・・」でそれ以上は前に進まない。耐震業務は診断をして建物を補強しなければ意味がありません。

これでは何百件診断をやっても同じだと思い、私なりに考えていた事を本澤会長に相談しました。栃木県は今、(財)日本建築防災協会の一般診断法のソフトで構造解析をしています。なぜか真壁の壁耐力が0なのです。

昭和56年以前の建物は、真壁づくりの部屋が多くてことごとく構造評点が低く出てくる。私は真壁の耐力が0というのは前から疑問を持っておりました。当協会、木造建築物耐震業務委員会顧問、大橋好光教授には以前真壁の件についてはやりとりをしておりました実験データがあれば考えても良いという言葉を受けておりましたので、「会長、真壁の耐力が取れば構造評点も上がるし、改修費用も下がります。ただ実験をやるにはお金がかかります」と切り出したところ、それは良いことだと翌日には柴崎県建築課長（当時）のところへ相談に行っていたいたり、色々と骨をおってくれました。実験に使う木材は松井材木より無償で提供していただき、大工・左官の人件費は協会でも出してもらい、とんとん拍子に話が進みまして、実験は木造耐震業務委員会のもう一人の顧問、関東職業能力開発大学の岩田純明教授が担当（同大学との共同研究）松岡先生、及び生徒さんにも協力して頂き昨年8月の夏休みを利用して同大学の静的加力試験機により約2週間あまりかけて3尺両面真壁3体（データをとるため各3体必要）

3尺片面真壁・片面大壁3体、6尺両面真壁3体、6尺片面真壁・片面大壁3体、他3・6尺フレームのみ4体、計16体の実物大の試験体をつくり実験をおこないました。

データ整理も終わり、大橋教授には忙しい時間の合間をさいていただき、11/8（土）夜、関東能開大まで出向いて、大橋教授との報告打ち合わせをしました。試験結果も良い結果が出ているとのことで早速、防災協会の委員会にかけさせていただきますとの返事で、結果は3月頃のことです。どのくらい真壁の耐力が上がるのかは結果が出なければわかりませんが、真壁の耐力が0～0.5でも上がれば、今までの平均評点が0.3ということになります。補強枚数も減り、改修費用が安くなって、補強工事まで顔を向けてもらえるお施主様が増えてくれることを期待しております。

今、県では4月までに、住宅の耐震化のための官民連携についての協議会を立ち上げており

ます。低迷している耐震業務をH27年までに診断3万戸・補強改修1万戸を目標に動きだそうとしております。地震はいつ、どこに来てもおかしくありません、来てからでは間に合いません。昭和56年以前に建てられた住宅は必ず壊れます。私は中越地震の際、応急危険度判定委員として現場に出向いて、倒壊している木造住宅のもろさに愕然としました。建築士の皆様、どうかお知り合いの方がそういう家に住んでいれば、補助制度の事や木造耐震診断のことを周知して頂いて、御協力をお願い出来れば幸いです。宜しくお願い致します。

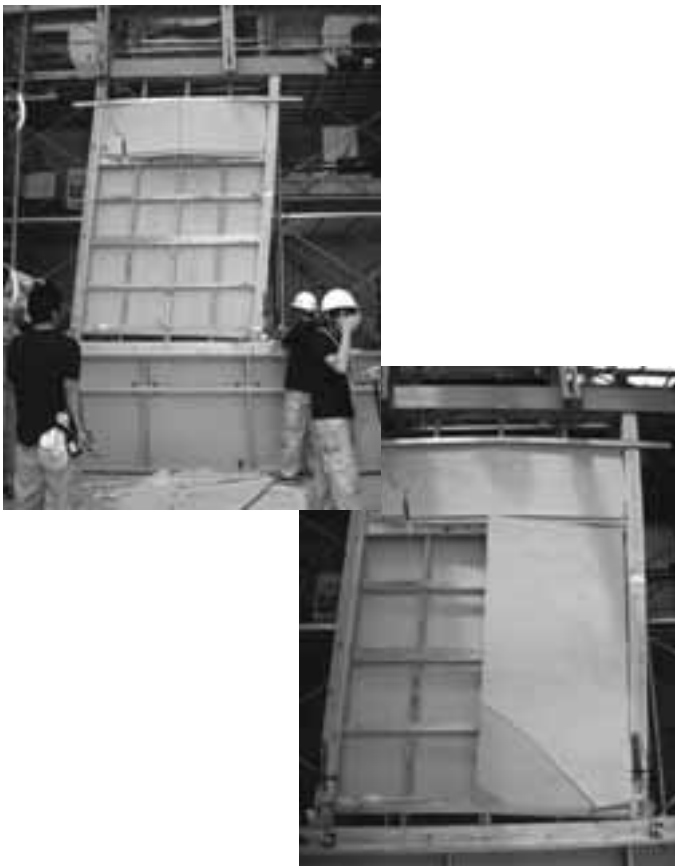
追記

実験の際は、各行政からお忙しいなか、見学にご参加いただきましてありがとうございました。紙面をお借りしまして御礼申し上げます。

栃木県内市・町村にて実施している 木造建築物耐震診断補助事業について

市・町村	木造耐震診断補助	木造耐震改修補助
宇都宮市	2/3 100,000	1/2 600,000
鹿沼市	2/3 100,000	1/4 300,000
佐野市	2/3 100,000	1/4 300,000
さくら市	2/3 100,000	-
下野市	2/3 100,000	-
小山市	2/3 100,000	1/2 600,000
日光市	2/3 100,000	1/2 600,000
足利市	2/3 100,000	-
那須塩原市	2/3 100,000	-
栃木市	2/3 100,000	1/2 600,000
岩舟町	2/3 100,000	-
大平町	2/3 100,000	-
那須町	2/3 100,000	-
芳賀町	2/3 100,000	-
藤岡町	2/3 100,000	-
那須烏山市	2/3 100,000	1/2 600,000
益子町	2/3 100,000	-
茂木町	2/3 100,000	1/2 600,000
高根沢町	2/3 100,000	-
都賀町	2/3 100,000	-
市貝町	2/3 100,000	1/2 600,000

1.野木町 2.西方町 3.壬生町 4.上三川 5.真岡 6.二宮町 7.那珂川町
8.大田原市 9.矢板市 10.塩谷町がH21年に補助事業に参加します。



コラム

伊勢神宮の式年遷宮

広報委員 中村 清隆

自治会の滝尾神社例大祭があって、自治会書記の私は例年と同じく丸1日中心メンバーとして関わった。

直会（なおらい）にはめずらしく神主さんが出席。なにやらB4/4枚綴りの伊勢神宮のチラシを配って、伊勢神宮の式年遷宮の話。つまるところ、伊勢神宮の20年ごとの遷宮のために、募金を集めたいとのこと。毎年暮れに購入しているお札の「大神宮様」も例年1,000円のところ、今年は1,500円に値上げするという。

伊勢神宮が20年ごとに造り替える伝統は知っていたが、具体的に話を聞いたのは初めてだった。

・・・ここから式年遷宮について・・・

伊勢神宮の式年遷宮制度は、約1,300年前に天武天皇の発意により始まり、次の持統天皇の690年に第1回が行われた。長い歴史の間には、戦国時代に一時の中断や延期があったものの、これまで61回の遷宮が行われた。

平成25年に第62回目の遷宮が行われる。式年遷宮が完了するまでには、8年にわたっておよそ30のおまつりと行事が斎行される。なので、平成17年から式年遷宮のお祭りは始まっているわけだ。

平成20年は何のお祭りをやったかという

と、「鎮地祭」。我々建築用語では「地鎮祭」だ。

驚くのは膨大な事業費。

総事業費で550億円。…どひえ~~~~~

内、募金総額が220億円。

（中央財界75億円、地区募金145億円）

この地区募金なるものが日本中に地区割される。

栃木県が2億6千百万円。その内、私が住む上都賀郡が3千百万円。

ものすごい金額だ。

これを20年にいっぺん日本国中から集めているのだ。

だが1300年もの間、このような集金が日本中で行われていたわけではない。

昭和28年の第59回遷宮より民間団体（伊勢神宮式年遷宮奉賛会）で募金協力により行われるようになったが、その前までは国家行事として、国費で賄われてきたのだ。

私の住む日光市は、江戸時代は二社一寺の御神領だった。御神領とは領地のこと。昔の御神領の地域は、今でも奉納金を毎年東照宮に納めている。江戸時代は、お金又は農業生産品又は使役で払っていた。組費から一定の金額をまとめて、自治会から奉納しているので一般市民は知らない人が多い。歴史とはすごいもんだ。

■非正社員について

弁護士法人佐藤貞夫法律事務所
弁護士 橋本 弥江子

昨秋の米国を発端とする金融恐慌は、日本にも波及し、連日、製造業を中心とする派遣切り・期間工の解雇の報道が続いています。

皆様も、ご自身で従業員を抱えていらっしゃる場合、ご家族が派遣社員や期間工として働いていらっしゃる場合には、身近な問題といえるのではないのでしょうか。

そこで、今回は、契約終了の場面において、非正社員と正社員との異なる点につき、簡単にお話させていただきます。

1 非正規社員の種類

いわゆる非正規社員の典型例は、①パートタイマー、②期間工（契約社員、臨時社員、と呼ばれることもあります。）、③派遣社員です。

①パートタイマーは、正社員よりも所定労働時間が少ない労働者をいいます。なお、アルバイトは、パートタイマーのうち、学業等の合間を利用して労働する者を指します。

②期間工は、契約期間を定めて雇用される労働者をいいます。

③派遣社員は、自社（派遣先）の直接雇用ではなく、他の雇主（派遣元）が雇用する労働者です。原則3年の制限があります。なお、建設業務では、派遣社員の受入は禁止されています。

2 契約終了

では、景気の悪化のため、雇主が人員の削減を図りたいと考えたとき、どのような条件があれば、認められるのでしょうか。

(1) 正社員の場合

雇主側の事情で、正社員を解雇する場合（いわゆる整理解雇）には、原則として30日前

に解雇予告をすることが必要ですが、これだけでは足りません。法は、さらに、「客観的に合理的な理由」が必要と定めています（労働基本法16条）。

「合理的な理由」の内容は、①人員削減の必要性、②解雇回避措置を尽くしたと認められること、③解雇対象者の選定基準が合理的であること、④労働者側との協議を実施していることであり、どれか一つでも欠けている場合には、解雇は無効になります。

このように、正社員の場合には、解雇の条件が厳格であり、正社員の地位は厚く保護されています。

(2) パートタイマー、期間工の場合

パートタイマーは、期間を限定して雇われることが多いので、期間工と一緒に説明します。

まず、契約期間が経過し、雇主が契約を更新しなければ、契約は終了します。

もっとも、長期間に渡って契約更新が反復されており、実質上期間の定めがない場合と同視できる場合や、それまで至らなくとも、雇主から更新拒否の可能性の説明がないなど更新に対する労働者の期待に合理性がある場合には、雇主の更新拒否には、前述の「客観的に合理的な理由」が必要です。これは、名目上は、期間工であっても、継続して勤務した場合には、その実態に着目して、正社員と同等の保護を与えるという配慮に基づきます。

次に、契約期間が経過する前の解雇は、「やむをえない事由がある場合」でなければ、認められません（同法17条）。これは、前述の「客観的に合理的な理由」よりも狭いと解されており、正社員を解雇する場合よりも厳しい

条件が課せられています。

(3) 派遣社員の場合

派遣社員の場合、派遣先と派遣元の契約期間が経過すれば、派遣先での勤務は終了します。

問題は、契約期間満了前の派遣先による契約打ち切りです。これは、派遣社員を望まない派遣先の要請があれば、派遣元が契約終了に応じるかたちで実行されます。派遣社員と派遣元の関係は続いていますので、派遣社員は、派遣元に対し、新たな派遣先のあつせんを求めることとなりますが、新たな派遣先が見つからない場合には、事実上、失業しているのと同じ状態になってしまいます。

派遣社員は、元々、派遣先が臨時の必要性

があるときに一定の期間のみ受け入れるものとして想定されているため、派遣社員の立場のままでは、同じ派遣先での長期間の勤務は保証されません。そのため、雇用調整の対象となりやすいのです。

3 これまで、非正社員の存在は、短い期間を利用して働くことを望む労働者の存在と、その受入先が十分にあったため、特段の問題は生じていませんでした。

しかし、昨今の景気後退で、非正社員の受入先が極端に少なくなり、このバランスが崩れたとき、弱い立場の非正社員をいかに保護するかは、雇主の努力だけでは到底解決しえない問題であり、早急な政策的解決が求められています。

国土交通省認定Mグレード

豊鉄工建設株式会社

鋼構造物工事・耐震補強鉄骨工事

〒321-3221

栃木県宇都宮市板戸町3048-1

TEL 028-667-1693 FAX 028-667-6479

yutaka@yutaka-tk.co.jp

国土交通省認定Hグレード

氏家工業株式会社

鋼構造物工事業

〒321-0403

栃木県宇都宮市下小倉町3725

TEL 028-674-3291 FAX 028-674-2895

kawasaki_ujiie@syd.odn.ne.jp



財団 法人 **中小企業災害補償共済福祉財団**
(通称 / あんしん財団)

安心、安全、安息で中小企業と共に

あんしん財団

栃木支局 フリーダイヤル 0120-311-816

〒320-0026

栃木県宇都宮市馬場通り2-1-1 NOF宇都宮ビル4階

■ 企業のセクハラ対策

久保井会計事務所
久保井 一臣

現代の企業にとって、企業内のセクシュアル・ハラスメント（sexual harassment：性的嫌がらせ以下「セクハラ」）の問題は、重大な意味を持って来ている。セクハラ問題に「困ったことが起こらないでほしい」「面倒なことを起こしてくれたものだ」「加害者も被害者もどっちもどっちだ」位の認識で対処しようとしているならば、権利意識の高まり・訴訟社会の到来・殺伐として来た世相等の社会状況の変化の中で、対応を誤り、企業は大きなダメージを受けることになりかねない。ここでは、企業の視点からセクハラ問題を見て行くことにするが、ポイントが3つある。

- (1) 男性女性是对等の存在であり、相手の人格を認め、仕事上のパートナーとして敬意を持つ。
- (2) 相手が不快だと感じたらセクハラ行為になる。
- (3) 被害者・加害者だけではなく、企業に大きな影響がある。

1. 改正男女雇用機会均等法

昭和60年に制定された「男女雇用機会均等法」（以下「均等法」）において、女性に対する差別的取り扱いが禁止され、平成9年の改正均等法21条に初めてセクハラに関する規定が入れられた。平成19年4月に新たに改正均等法が施行され、セクハラに対する規制が強化された。改正均等法11条は、セクハラについて、

職場における性的言動により、被害を受けた**労働者**が嫌な思いをし、それにより働く環境・条件が悪くなること

と定義している。

労働者 今回の改正で、従来の「女性労働者」から「労働者」へと表記が変わっている。つまり、セクハラの対象者は「男女労働者」であり、「男性が女性に行うセクハラ」「女性が男性に行うセクハラ」「男性が男性に行うセクハラ」「女性が女性に行うセクハラ」が対象となる。今までは、セクハラの加害者は男性、被害者は女性という認識のもとに、男性がセクハラの被害者になるという意味で「逆セクハラ」という言葉が使われたが、今後は通用しないと思われる。

企業は、男女の性別の違いだけではなく、雇用形態の違いによっても不当な差別は許されない。企業はすべての労働者を平等に保護しなければならないから、「正規労働者」だけではなく、契約社員・派遣社員・パート・アルバイトといった「非正規労働者」も対象となる。

職場 「職場」とは、「業務遂行に関連する場所」とみなされるので、通常勤務するオフィス・店舗・工場等だけではなく、出張先、業務での移動中の自動車・電車内、取引先のオフィス・自宅等、接待の場、企業の宴会（歓送迎会・忘年会・新年会等）も職場となる。

性的言動 身体へのセクハラ行為はレッドカード。スキンシップと称して肩・腰・胸をさわる、肩をもむ等は、相手が不快に感じたら即セクハラ。

言葉によるセクハラははっきりした基準がないが、以下のような言葉は使ってはいけないといわれている。

女性に対し使ってはいけない言葉の例

「うちの女の子」「お嬢ちゃん」「○○ちゃん」「ちょっとキミ」「オイ」「おネエさん」「おばさん」「ばばあ」「お局様」「まだ結婚しないの?」「子供はつくらないの?」「生理は?」「スリーサイズは?」「胸大きいね」「きれいな脚だね」「女性は職場の花で十分」「だから女はダメなんだ」

男性に対し使ってはいけない言葉の例

「うちの男の子」「ほうや」「ボク」「お兄さん」「おじさん」「じじい」「ハゲ」「デブ」「男のくせにだらしない」「男らしくない」「それでも男?」「男だったらそれ位我慢しなさい」「だから○○○卒はダメなんだ」

企業でセクハラが発生しやすいのが、職務の延長と考えられる宴会（歓送迎会・忘年会・新年会・社員旅行）、ノミ（飲み）ニケーションと称するアフターファイブである。お酌をさせる、カラオケでデュエットを強要する、チークダンスを求める、は3大セクハラといわれるが、上司の隣に若い子が来るように席順を決める、手相を見てあ

げると手を握る、猥談をする、プライベートなことをしつこく聞く、旅館の浴衣を着るように強要する、酒を無理に飲ませる、部屋に押しかける、混浴に誘う、「化粧を落とすと別人だね」「ここは美人の湯だからたくさん入ったほうがいいよ」等の発言、男性社員への裸踊りの強要、等に注意すべきである。

同性同士でも、猥褻な話を聞かされたり雑誌を見せられて不快に感じたら、セクハラ行為であり、男性上司が男性社員を無理に風俗店に連れて行くのもセクハラになると考えられている。

採用面接試験はセクハラのオンパレードといわれ、「彼氏はいますか?」「結婚したら仕事はどうしますか?」「子供ができたなら辞めますか?」等、言葉によるセクハラが横行している。

尚、女性社員だけ早く入社し、掃除をしたりお茶を出すことを企業が指示するのは、均等法違反になることに注意。

2. 企業のセクハラ対策

厚生労働省は、セクハラ対策で企業が行うべき9項目の指針を示している。

- (1) 方針の明確化とその周知・啓発
- (2) セクハラ行為者への厳正な対処方針の明確化
- (3) 相談窓口の設置
- (4) 相談窓口の担当者が適切に対応できる体制作り
- (5) 発生後の、事実関係の迅速・正確な確認
- (6) 加害者・被害者に対する適正な措置
- (7) 再発防止に向けた、方針の明確化と周知・啓発
- (8) プライバシー保護のために必要な措置
- (9) セクハラ相談者・調査協力者の、事後の不利益を防止

セクハラはあってはならないという企業の明確な基本方針を確立し、どのような言動がセクハラになるのかを企業の全関係者に周知・徹底するため、アンケートを実施し、パンフレットを作り、研修会を開き、ポスター・社内報・社内ホームページ等を利用する。「就業規則」「服務規程」に懲戒規定を盛りこみ、セクハラの加害者に服務規程等により懲戒規定が適用されることを明確にし、全関係者に周知・徹底することと、相談窓口の設置と体制作り等が求められている。

今回の改正の特徴は、セクハラ対策を企業に義務づけ、セクハラの防止・対応を怠った企業に対して制裁措置（企業名の公表・過料等の罰則規定）が新たに加わったことである。

3. セクハラ問題の怖さ

セクハラに加害者の言い訳

「そんなつもりではなかった」「コミュニケーションをとろうと思っただけ」「悪意はない」「冗談」「ユーモア」

更に

「親愛の情を示したまでだ」「何様だと思っている」「自意識過剰じゃないか」「神経過敏症」「人格障害」

セクハラ問題の怖さは、加害者が自分の言動がセクハラであると認識していないことにある。その原因は、前に「ポイント」の(1)で指摘したように、相手を一人の人格を持った人間として見ないで、仕事の対等のパートナーとしてではなく男と女という「性」の一面だけを見ていることにあると思われる。セクハラに加害者は、セクハラの実事が確認されれば懲戒処分を受け、懲戒解雇となる場合もある。セクハラ当事者になったということが企業内に知れわたただけで評価を落とし、家庭内でも離婚問題・家庭崩壊にまで発展することがある。加害者等が、その後の人生を転落して行くケースが少なくないといわれている。

セクハラになるかどうかの判断基準は難しいが、「自分の妻や娘、恋人がそういう行為をされたら自分がどう思うか」「自分の行為が写真に撮られた場合、きちんと説明できるか」が判断の基準となろう。

参考文献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- 『セクシュアルハラスメントをしない、させないための防止マニュアル』
青木 孝著 小学館 平成19年
- 『セクハラ氾濫時代 サバイバルBOOK』
番敦子監修 辰巳出版 平成20年
- 『セクハラ対策ルールブック』
山田秀雄・菅谷貴子共著
日本経済新聞出版社 平成20年

■正会員 入会の案内



厳しい社会情勢の中、新年の幕開けと成りました。
この度、事務所協会に入会させて頂きまして、瞬時の情報の提供を受けることが出来大変ありがとうございます。建築士になりまして30年になりますが、昨年11月には、新しい建築士制度がスタートして、個人の資質や能力の向上はもとより、広く地域に向けて建築士の信頼回復に努力する所存です。皆様のご指導ご鞭撻の程、宜しくお願い致します。

氏名	阿部 修一 (あべ しゅういち)
事務所名	(株)阿部設計事務所
所在地	〒327-0811 佐野市関川町337
電話番号	0283-21-1567
F A X	0283-21-0106
管理建築士	1級第159083号 阿部 修一
事務所登録	(A)2289号



環設計の青木と申します。建築士法が改正され事務所の社会的責任が益々重くなるのを機に昨年7月入会させて頂きました。
事務所は宇都宮市双葉町にあり、創設は昭和55年、現在の名前に改称したのは平成5年からです。
民間の仕事が中心で住宅、店舗、医院などを中心に年間十棟内外の物件を設計監理しております。まだまだ未熟者ですが、今後ともご指導のほど宜しくお願いいたします。

氏名	青木 格次 (あおき かくじ)
事務所名	(株)環設計
所在地	〒321-0164 宇都宮市双葉1-11-25
電話番号	028-615-0009
F A X	028-615-0900
管理建築士	1級第104814号 青木 格次
事務所登録	(A)2094号



宇都宮市若草で事務所を開設しております(株)イーハウス・アーキ・コラボレーションの大貫と申します。
一級建築士事務所を開設して7年目になりますが、この事務所協会に入会することによって、今後諸先輩の方々との交流を通じ精進してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

氏名	大貫 常夫 (おおぬき つねお)
事務所名	(株)イーハウス・アーキ・コラボレーション 一級建築士事務所
所在地	〒320-0072 宇都宮市若草4-14-10
電話番号	028-650-6822
F A X	028-624-8814
管理建築士	1級第192258号 大貫 常夫
事務所登録	(A)2779号



会員の皆様はじめまして。
昨年12月に入会しました株式会社アルマツトと申します。
おもに意匠系の設計事務所です。建設業界だけでなく各業界が未曾有の不況にあえぐ中、協会の活動を通じて会員の皆様と親睦を深め諸先輩からひとつでも多くの学びを受け日常業務に役立てていければと考えております。浅学非才ではございますが御指導御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

氏名	田村 昌昭 (たむら まさあき)
事務所名	(株)アルマツト
所在地	〒328-0075 栃木市箱森町5-5
電話番号	0282-25-2468
F A X	0282-25-2472
管理建築士	1級第143655号 田村 昌昭
事務所登録	(A)2240号

■賛助会員 入会の案内

関西ペイント販売(株) 北関東信越販売部	
販売部長	川田 和志
住所	〒321-0953 宇都宮市東宿郷6-1-7 ビック・ビー東宿郷5F
T E L	028-637-8200
F A X	028-637-8223
塗料製造並びに販売	

渡辺建工(株)	
代表取締役	渡辺 忠雄
住所	〒322-0026 鹿沼市茂呂336-5
T E L	0289-76-0041
F A X	0289-76-0581
防水工事・ソーラーシステム販売取付・外壁補修・SPAC耐震補強工事	

■協会日誌

2008.7~2008.12

7月

- | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 1・耐震診断判定会開催 | 協会会議室で開催 |
| 3・木造耐震業務委員会開催 | 協会会議室で開催 |
| ・日事連業務報酬基準改定委員会・幹事会会議開催 | 日事連会議室で開催
(佐々木宏幸常務理事出席) |
| 5・日事連業務報酬基準改定委員会・幹事会会議開催 | 日事連会議室で開催
(佐々木宏幸常務理事出席) |
| 8・第2回栃木県確認円滑化対策連絡会議開催 | 県庁本館6階会議室で開催
(本澤宗夫会長出席) |
| 9・日事連正副会長会議・常任理事会開催 | 日事連会議室で開催(本澤宗夫会長出席) |
| ・業務運営委員会開催 | 協会会議室で開催 |
| 10・日事連業務報酬基準改定委員会・幹事会会議開催 | 日事連会議室で開催
(佐々木宏幸常務理事出席) |
| 11・第113回関東甲信越ブロック協議会開催 | 千葉県成田市で開催
(本澤宗夫会長・満川元久副会長・佐々木宏幸常務・鈴木事務局長以上4名出席) |
| ・建築相談会開催 | 協会会議室で開催(事務所協会理事担当) |
| 14・日事連業務報酬基準改定委員会・幹事会会議開催 | 日事連会議室で開催
(佐々木宏幸常務理事出席) |
| 15・平成20年度第1回「全国ネットワーク委員会」開催 | 東海大学校友会で開催
(佐治則昭副会長・夏目公彦会計理事以上2名出席) |
| 16・日事連業務報酬基準改定委員会・幹事会会議開催 | 日事連会議室で開催
(佐々木宏幸常務理事出席) |
| 16～18・第44回建設展開催 | マロニエプラザ 入場者数 4,000名 |
| 17・平成20年度宇都宮メディア・アーツインターンシップ実習生7名受入れ | *7月17日～8月27日までの夏期休業中(7設計事務所5日間受入れ) |
| 18・栃木県鉄骨業協同組合第9回通常総会開催 | ホテル東日本宇都宮で開催 |
| 22・栃木県建設事業関係功労者知事表彰受賞式 | 栃木県公館大会議室(阿久津英一理事受章) |
| ・日事連第8回業務報酬報酬基準改定委員会・幹事会会議開催 | 日事連会議室で開催
(佐々木宏幸常務理事出席) |
| 23・新商品・新技術講習会開催(特別セミナー)(株) | INAXショールームで開催 参加者33名 |
| 24・常務理事会(13:00～)・定例理事会(15:00～)開催 | 協会会議室で開催 |
| 25・日事連定例理事会開催 | 日事連会議室で開催(本澤宗夫会長出席) |
| 29・日事連業務報酬基準改定委員会・幹事会会議開催 | 日事連会議室で開催
(佐々木宏幸常務理事出席) |
| ・栃木県建設産業団体連合会団体長会議開催 | 建設産業会館3階特別会議室で開催
(本澤宗夫会長出席) |
| ・管理建築士資格取得講習講師講習会開催 | 東京都建設会館で開催
(本澤宗夫会長・佐々木宏幸常務理事・夏目公彦会計理事・鈴木事務局長以上4名出席) |
| ・広報委員会開催 | 協会会議室で開催 |

8月

8月～9月 平成20年度宇都宮大学インターンシップ実習生10名受入れ

*8月上旬～9月中旬まで (10設計事務所2週間受入れ)

- | | |
|-----------------------------------|------------------------------------------------|
| 1・日事連業務報酬基準改定委員会・幹事会会議開催 | 日事連会議室で開催
(佐々木宏幸常務理事出席) |
| 5・日事連業務報酬基準改定委員会・幹事会会議開催 | 日事連会議室で開催
(佐々木宏幸常務理事出席) |
| 6・とちぎ住宅フェア栃木実行委員会理事会開催 | ニューみくらで開催
(小林 基業務運営委員長出席) |
| 7・常務理事会開催 | 協会会議室で開催 |
| 9・平成20年度小山高専建築学科インターンシップ実習生24名受入れ | (20設計事務所5日間受入れ) |
| 12・日事連業務報酬基準改定委員会・幹事会会議開催 | 日事連会議室で開催
(佐々木宏幸常務理事出席) |
| 14・日事連業務報酬基準改定委員会・幹事会会議開催 | 日事連会議室で開催
(佐々木宏幸常務理事出席) |
| 19・日事連業務報酬基準改定委員会・幹事会会議開催 | 日事連会議室で開催
(佐々木宏幸常務理事出席) |
| 20・業務運営委員会会議開催 | 協会会議室で開催 |
| ・2級建築士設計製図試験講習会事前会議開催 | 栃木県建築士会事務局で開催
(永井 守理事・田村英雄出席) |
| ・日事連業務報酬基準改定委員会・幹事会会議開催 | 日事連会議室で開催
(佐々木宏幸常務理事出席) |
| 22・経営委員会会議開催 | 協会会議室で開催 |
| 25・耐震診断事前審査開催 | 協会会議室で開催 |
| 27・総務・企画委員会会議開催 | 協会会議室で開催 |
| ・とちぎ住宅フェア2008出展者説明会 | 東コミュニティセンターで開催
(小林 基業務運営委員長・池田光一副委員長以上2名出席) |
| 28・栃木県耐震アドバイザー認定要綱第3条に基づく講習会開催 | 栃木県庁本館6階大会議室で開催 |
| ・適合証明技術者登録講習会開催 | とちぎ福祉プラザで開催 (参加者103名) |
| 29・耐震診断判定会開催 | 協会会議室で開催 |
| 2・日事連業務報酬基準改定委員会・幹事会会議開催 | 日事連会議室で開催
(佐々木宏幸常務理事出席) |
| 4・常務理事会開催 | 協会会議室で開催 |
| 10・日事連業務報酬基準改定委員会・幹事会会議開催 | 日事連会議室で開催
(佐々木宏幸常務理事出席) |
| 11・日事連業務報酬基準改定委員会・幹事会会議開催 | 日事連会議室で開催
(佐々木宏幸常務理事出席) |
| 12・建築相談会開催 | 協会会議室で開催 (事務所協会理事担当) |
| 17・耐震診断事前審査開催 | 協会会議室で開催 |
| 18・業務運営委員会会議開催 | 協会会議室で開催 |

- ・ 日事連業務報酬基準改定委員会・幹事会会議開催 日事連会議室で開催
(佐々木宏幸常務理事出席)
- 19・ 日事連業務報酬基準改定委員会・幹事会会議開催 日事連会議室で開催
(佐々木宏幸常務理事出席)
- 22・ 耐震診断判定会開催 協会会議室で開催
- 24・ 栃木県設備業協会との意見交換会開催 東武ホテルグランデで開催
(本澤宗夫会長外執行役員計9名出席)
- ・ 日事連業務報酬基準改定委員会・幹事会会議開催 日事連会議室で開催
(佐々木宏幸常務理事出席)
- 25・ 日事連定例理事会開催 日事連会議室で開催 (本澤宗夫会長出席)
- 26・ 常務理事会 (13:00~)・定例理事会 (15:00~) 開催 協会会議室で開催
- 29・ 日事連総務・財務委員会開催 日事連会議室で開催 (本澤宗夫会長出席)
- 30・ 栃木県鋼構造建築技術協議会理事会・総会開催 ホテルニューイタヤで開催
(本澤宗夫会長・佐治則昭副会長・佐々木宏幸常務理事・鈴木事務局長以上4名出席)

10月

- 1・ 工事監理ガイドライン策定委員会・幹事会会議開催 日事連会議室で開催
(佐々木宏幸常務理事出席)
- 3・ 第33回日本建築士事務所協会全国大会開催 東京都で開催
(本澤宗夫会長外9名参加)
- ・ 耐震診断事前審査開催 協会会議室で開催
- 7・ 第114回関東甲信越ブロック協議会開催 日事連会議室で開催
(本澤宗夫会長・三柴富男副会長・佐々木宏幸常務・鈴木事務局長以上4名出席)
- 8・ 耐震診断判定会開催 協会会議室で開催
- ・ 住宅の耐震化の促進について 栃木県庁本館第4会議室
(夏目公彦会計理事・小林 基理事以上2名出席)
- ・ 工事監理ガイドライン策定委員会・幹事会会議開催 日事連会議室で開催
(佐々木宏幸常務理事出席)
- 10・ 建築相談会開催 協会会議室で開催 (事務所協会理事担当)
- 15・ 管理建築士資格取得講習会開催 とちぎ青少年センターで開催 (参加者120名)
- 16・ 業務運営委員会会議開催 協会会議室で開催
- ・ 工事監理ガイドライン策定委員会・幹事会会議開催 日事連会議室で開催
(佐々木宏幸常務理事出席)
- 17 ~ 19・ 平成20年度建築士事務所キャンペーン (建築無料相談)
とちぎ住宅フェア2008実施・マロニエプラザにて開催
無料相談会参加者7名
- 21・ 常務理事会・定例理事会・臨時総会開催 協会会議室で開催
- 22・ 国土交通省との建築設計サポートセンターに関する打合せ会議開催 国土交通省会議室で開催
(本澤宗夫会長・佐々木宏幸常務理事・鈴木事務局長以上3名出席)
- 23・ 管理建築士講習 (みなし講習) 開催 とちぎ福祉プラザで開催 (参加者63名)
- 24 ~ 26・ 事務所協会海外研修旅行開催 教育・情報委員会担当
(参加者・正会員、賛助会員合計22名)

- 25・耐震診断事前審査 協会会議室で開催
- 28・栃木県震災建築物応急危険度判定協議会おり方検討会（第2回）
 県庁昭和館多目的室で開催
 ・工事監理ガイドライン策定委員会・幹事会会議開催 日事連会議室で開催
 （佐々木宏幸常務理事出席）
- 29・工事監理ガイドライン策定委員会・幹事会会議開催 日事連会議室で開催
 （佐々木宏幸常務理事出席）
- 30・耐震診断判定会開催 協会会議室で開催
 ・苦情解決業務の実施準備についての説明会 日事連会議室で開催
 （洪江弘之監事・田村哲男理事・鈴木事務局長出席）

11月

- 4・今市工業高等学校建設工学科インターンシップ実習生2名受入れ
 ＊地域産業の担い手育成プロジェクト事業（2設計事務所10日間受入れ）
- 5・工事監理ガイドライン策定委員会・幹事会会議開催 日事連会議室で開催
 （佐々木宏幸常務理事出席）
- 6・常務理事会開催 協会会議室で開催
- 7・業務運営委員会会議開催 協会会議室で開催
 ・耐震診断事前審査 協会会議室で開催
 ・工事監理ガイドライン策定委員会・幹事会会議開催 日事連会議室で開催
 （佐々木宏幸常務理事出席）
- 10・建築士定期講習に係る事務局説明会開催 東京都ホテルアジュールで開催
 （鈴木事務局長出席）
- 10～14・平成20年度宇都宮工業高等学校インターンシップ実習生8名受入れ
 （8設計事務所5日間受入れ）
- 12・管理建築士講習（みなし講習）開催 とちぎ福祉プラザで開催（参加者84名）
 ・総務・企画委員会会議開催 協会会議室で開催
- 13・耐震診断事前審査 協会会議室で開催
- 14・日事連正副会長会議・常任理事会会議開催 日事連会議室で開催（本澤宗夫会長出席）
- 15・新商品・新技術講習会開催（特別セミナー）
 東京都（株）東京電力ショールーム見学会 参加者27名
- 17・耐震診断判定会開催 協会会議室で開催
- 19・管理建築士講習（みなし講習）開催 とちぎ福祉プラザで開催（参加者84名）
- 18・工事監理ガイドライン策定委員会・幹事会会議開催 日事連会議室で開催
 （佐々木宏幸常務理事出席）
- 20・常務理事会（13：00～）・定例理事会（15：00～）開催 協会会議室で開催
 ・広報委員会開催 協会会議室で開催
- 22・耐震診断事前審査開催 協会会議室で開催
- 26・平成20年「改正建築士法・政省令解説講習会」開催 建築士会との共催
 建設業会館で開催（参加者100名）
 ・耐震診断事前審査開催 協会会議室で開催
 ・業務報酬基準改定委員会・幹事会会議開催 日事連会議室で開催
 （佐々木宏幸常務理事出席）

- 27・管理建築士講習（みなし講習）開催
 ・第20回栃木県マロニエ建築・景観賞受賞表彰式開催
 ・業務報酬基準改定委員会・幹事会会議開催
 とちぎ青少年センターで開催（参加者120名）
 栃木県総合文化センター
 （真尾 博常務理事出席）
 日事連会議室で開催
 （佐々木宏幸常務理事出席）
- 28・六団体連絡協議会会議開催
 ・平成20年度宇都宮電設会忘年会開催
 栃木県土地家屋調査士会会議室で開催
 （本澤宗夫会長・鈴木事務局長出席）
 宇都宮東武グランデで開催
 （満川元久副会長出席）

12月

- 1・耐震診断判定会開催
 協会会議室で開催
- 2・日事連常任理事会
 ・第105回日事連全国会長会議
 ・日事連政経研究会「第12回建築士事務所政経フォーラム」開催
 八重洲富士屋ホテル
 （本澤宗夫会長）
- 5・国土交通省との建築設計サポートセンターに関する打合せ会議開催
 国土交通省会議室で開催
 （本澤宗夫会長・佐々木宏幸常務理事・鈴木事務局長以上3名出席）
- 6・耐震診断判定会開催
 協会会議室で開催
- 9・広報委員会開催
 協会会議室で開催
- 10・住宅の耐震化の促進について
 栃木県庁本館第4会議室
 （本澤宗夫会長・夏目公彦会計理事・小林 基理事以上3名出席）
- ・教育・情報委員会会議開催
 協会会議室で開催
- 11・第115回関東甲信越ブロック協議会会議開催
 日事連会議室で開催
 （本澤宗夫会長・満川元久副会長・佐々木宏幸常務理事・鈴木事務局長出席）
- ・耐震診断事前審査開催
 協会会議室で開催
- 12・建築相談会開催
 協会会議室で開催（事務所協会理事担当）
- ・耐震診断事前審査開催
 協会会議室で開催
- ・建築設計制度等対応会議開催
 日事連会議室で開催
 （佐々木宏幸常務理事出席）
- 15・業務運営委員会会議開催
 協会会議室で開催
- 16・平成20年「改正建築士法・政省令解説講習会」開催
 パルティとちぎ男女参画センター
 参加者80名
- ・工事監理ガイドライン策定委員会・幹事会会議開催
 連会議室で開催（佐々木宏幸常務理事出席）
- 17・耐震診断判定会開催
 協会会議室で開催
- 18・常務理事会（13：30～）・定例理事会（15：00～）開催
 協会会議室で開催
- ・広報・渉外委員会会議開催
 協会会議室で開催
- 19・第3回栃木県確認円滑化対策協議会開催
 総合文化センター会議室で開催
 （本澤宗夫会長・佐々木宏幸常務理事出席）
- ・総務・企画委員会会議開催
 協会会議室で開催
- 22・日事連臨時常任理事会会議開催
 日事連会議室で開催（本澤宗夫会長出席）
- ・耐震診断事前審査開催
 協会会議室で開催
- 26・耐震診断判定会開催
 協会会議室で開催

■特定住宅瑕疵担保保険のスタート

有限会社 日事連サービス
専務取締役 中川 孝昭

姉齒事件の翌年秋のことと記憶します。(財)住宅保証機構の幹部の方と、保険の話をする機会がありました。平成12年4月に住宅の品質確保の促進等に関する法律が施行され、それを受けて10年保証の住宅性能保証制度というもののが既に開発されていました。にもかかわらず、なぜ、マンション購入者を救えなかったのかと、私は迫りました。これこそ住宅性能保証制度の「構造偽装」だとまで言いました。

住宅の購入者が保証料を払い込んでいるにもかかわらず、この制度は施工会社が保険契約上の被保険者になっている、という摩訶不思議な制度です。そして、その実態は施工業者が倒産して、他の業者が肩代わりして工事を完成させる制度としてほとんど使われていることを私は知っていました。購入者を被保険者にしてもらうように保険会社と交渉して、それが実現できたら、この制度は、爆発的に大きな保険制度になるはずだと、アドバイスしました。批判ばかりではいけないことは、私も分かっていたから…。

構造偽装とまで極論した理由は、もう一つありました。この制度には中間検査があるものですから、そこで露見するようなことになれば、元も子もなくなる恐れがあります。それを避けるために、最初から極端な経済設計を予定している業者は、この制度を利用するチャンスの芽を顧客から奪ってきたのです。「自分の仕事は、こんなものを利用しなければならないようないい加減なことはやりません。」とうそぶいてそうしてきたに違いありません。構造計算偽装事件の被害者は、こうして泣きを見ることになっ

たのです。

平成19年5月30日、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(「住宅瑕疵担保履行法」)が施行され、いよいよ今年5月30日には公布となり、制度がスタートします。その概要は以下のとおりです。

目的：住宅に瑕疵があったとき、その瑕疵担保が確実に履行されることにより購入者を保護する。

対象者：建設業者および宅地建物取引業者

対象となる新築住宅：建設工事完了の日から1年以内のもの

対象となる範囲：住宅のうち構造耐力上主要な部分および雨水の侵入を防止する部分

資力確保の方法：住宅瑕疵担保保証金の供託または住宅瑕疵担保責任保険の契約

ところで、この保険を日事連サービスが扱うことになるのですか、というご質問を時々受けます。残念ながら答えは"No!"です。このリスクを引き受けるのは、昔からある金融庁を監督官庁とする保険会社ではなく、国交省の守備範囲に新たに設立される保険法人です。従来の保険のフィールドでは、言わばタブーとなっている「故意」という免責の領域に果敢に挑戦することを、保険会社はこぞって回避しました。

日事連・建築士事務所賠償責任保険に限らず、賠償責任保険の普通保険約款では、免責条項をその第5条に3つ、次の第6条に5つ規定しています。なぜ、わざわざ2カ所に分けて、規定

しているのでしょうか？ 当然そこには理由があります。前の3つは、「絶対免責」と称して、どんなことがあっても免責から外さないことになっています。もう一方の5つは、場合によっては特約でも作って外してもよいとされる「相対免責」です。この絶対免責のトップに、実は「故意」が規定されています。故意に事故を起こす、言わば犯罪者を結果的に保険で助けることは「公序良俗」という面から許されないと考えられます。さらに、そういう不心得な一部の人間が起こす事故に備えて、多くの善良な人達が余分な保険料負担を強いられることでもあるのです。

者も建設業者も特定住宅瑕疵担保責任履行制度下で、供託するか保険を買うのかを迫られることとなります。建築産業の中で最も大切な設計業務の担い手が、その外枠でのんびりとしていたただくわけには行きません。以前にも本誌で触れましたが、改正土法第24条の6「書類の閲覧」に保険証券が規定されたことが、まさしくこの施策の延長線上に存在します。賠償責任能力に関する情報開示により、消費者保護の実を上げようということにほかなりません。お隣の群馬会や鳥取会との鏝迫り合いの状態を一日も早く脱けだし、今年こそ加入率日本一の座をゆるぎないものにしていただきたいと思います。本年もどうぞよろしく願い申し上げます。

いずれにしても住宅の建築に関しては、販売

夢を、人生をカタチにする
自分史を出版してみませんか

株式会社 松井ピ・テ・オ・印刷

〒321-0904 栃木県宇都宮市陽東五丁目9番21号
TEL 028-662-2511 FAX 028-662-4278
URL <http://www.pto.co.jp/pto/> E-mail s@pto.co.jp

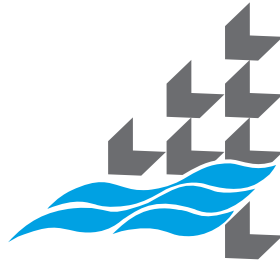


広告掲載のお願い

協会では会報に掲載する
広告を募集しています。
掲載料は右記のとおりです。

会報広告掲載料

A4版 1P (178×239) = 50,000円
// 1/2P (178×116) = 30,000円
// 1/4P (178× 57) = 20,000円



発行所

社団法人 栃木県建築士事務所協会

会長 本澤宗夫

〒320-0032 宇都宮市昭和2丁目5番地26号

TEL 028(621)3954

FAX 028(627)2364

<http://www.tkjk.or.jp/>

info@tkjk.or.jp

編集後記

世の中は細かいフルイにかけられており、残れるか落ちるか…
半分残ればいいのか？

(内田)

世の中の景気はどうかわかりませんが、我が委員会はとても楽しくさせていただいています。今年も基本に忠実に、心穏やかに“遠くをはかる者は富み、近くをはかる者は貧ず”ですかね。

(酒井)

世の中不景気の大合唱ですが、委員会内では心豊かな時間を過ごしています。

今年もよろしくお願い致します。

(中村)

世の中不景気ですが、やはり忙しい企業がありました。食の安全と言う事で、国産の野菜を使った漬物会社は大変忙しく、注文に追いつかないそうです。うらやましい！

(大武)

○広報・渉外委員会

委員長	内田 和己	委員	檀淵 一正
副委員長	酒井 誠	//	野中 清吉
//	中村 清隆	//	廣瀬 時男
//	大武 功治	特別委員	横松 宏明